

第183回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和5年2月8日 午前9時30分から

会場 市役所2階 国立市議会委員会室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 岡本 翠  
委員 中川 律 委員 中村 英示  
事務局 文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係長 稲山 愛  
文書法制課文書法制係主査 田口 陽平  
説明者 子ども家庭部参事 馬橋 利行 児童青少年課課長補佐 青木 恒  
社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団主査 高橋 正之  
まちなりの振興課長 田代 和広 まちなりの振興課商工観光係長 田中 朋香  
まちなりの振興課商工観光係主事 飛弾 新馬

【文書法制課長】 おはようございます。本日はお忙しい中、また朝早い時間の中、国立市情報公開及び個人情報保護審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。今期初めての審議会になりますので、会長選任までの間は事務局で進行させていただきますので何とぞ御了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、只今から第183回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を開催いたします。初めに、市長から委嘱状を交付させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(委嘱状交付、市長挨拶)

(事務局紹介、委員自己紹介)

【文書法制課長】 ありがとうございます。

続きまして、会長の選任に移らせていただきたいと思います。会長につきましては、審議会の規則によりまして委員からの互選となっております。通例ですと継続の委員の方が中心になろうということもあろうかと思ひますが、御推薦をいただければと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

【中川委員】 引き続き、石居人也先生にお願ひできればと思ひます。

【文書法制課長】 ありがとうございます。ただいま石居先生の御推薦をいただきました。皆様いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【文書法制課長】 ありがとうございます。

それでは、石居先生、引き続き会長をよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、職務代理者でございますが、職務代理者は会長から指名していただく事となっております。石居会長、御指名のほう、よろしくお願ひ申し上げます。

【石居会長】 こちらも前期から引き続きということになりますが、岸敦子委員にお願ひできればと思ひます。

【文書法制課長】 只今ご指名がございました。岸委員、いかがでございましょうか。

【岸委員】 お受けいたします。

【文書法制課長】 ありがとうございます。では、岸委員に職務代理者をお願ひいたしたいと思ひ

ます。

それでは、恐れ入りますが、会長、職務代理者が決まりましたので、会長の席の移動をお願い申し上げます。皆様ありがとうございました。

議題に入ります前に少しお時間をいただきまして、この審議会の公開につきまして、確認事項を3点させていただきます。

まず、1点目でございますが、委員名簿につきましては公表となっておりますので、市のホームページに掲載をさせていただいておりますので御了承願います。

2点目でございますが、審議会の会議は公開となっております。傍聴者が来られますので、よろしくお願いいたします。

3点目は会議録についてでございます。会議録は事務局で作成した後、各委員の皆様に御確認をいただき、全文記録に近いような形でホームページに公開しております。ただし、セキュリティーに関する内容等公開することが好ましくない部分につきましては一部記載を省略する部分がございますので御了承願います。

以上3点になります。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局から資料の確認をさせていただきたいと思っております。お願いします。

【中村委員】 1点よろしいですか。委員の公表は氏名まででしたっけ？

【事務局】 本日机上配付させていただいております資料の中に、委員名簿がございますが、そちらの上段に表に載っておりますが、これとほぼ同じような形式のものをホームページに公開させていただいております。

【文書法制課長】 住所、お電話番号等は特に出ない設定となっております。

【事務局】 お名前と職業のみでございます。

【中村委員】 承知いたしました。ありがとうございます。

【文書法制課長】 他はよろしいでしょうか。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

【事務局】 (資料確認)

【文書法制課長】 それでは、次第のほうにございます1から3につきましては既に終了となります。

委員名簿をお配りしておりますが、五十音順になっているところ、岡本委員が一番下になってしまっていて、ここはまた直させていただきたいと思っております。御了承ください。

それでは、次第の4以降の議題につきましては、会長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。

それでは、続きの部分を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

担当課の皆様、お願いいたします。

諮問事項の1になりますが、国立個人情報保護条例第7条第2項ただし書、それから第11条、第12条第1項ただし書の規定に基づく諮問ということで、矢川プラスに関わる3つの内容を含むものというふうになるかと思っております。

では、担当課の皆さんの自己紹介をお願いしたいと思います。

【子ども家庭部参事】 (自己紹介)

【児童青少年課長補佐】 (自己紹介)

【子ども家庭部参事】 (自己紹介)

【子どもの夢・未来事業団主査】 (自己紹介)

【石居会長】 ありがとうございます。

では、資料に基づいて、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【子ども家庭部参事】 それでは、諮問事項について御説明させていただきます。

本諮問事項につきましては、継続審査分といたしまして、国立個人情報保護条例第11条、第12条第1項ただし書の規定に基づくものに加えまして、第7条第2項ただし書の規定に基づくものを追加し、貴審議会へ諮問させていただくものでございます。

お手元の諮問書の1でございます。諮問事項の(3)が追加事項でございます。矢川プラスの利用許可に関する業務におきまして、団体名と結びつくことで内心の自由等を侵害する原因となるおそれのある団体の構成員情報を取り扱うことについて諮問させていただくものでございます。

2番目の諮問理由でございます。施設の予約受付業務につきましては、インターネットを利用したシステムを構築することによりまして、利用者の利便性の向上並びに事務の効率化及び正確性の向上を図ることに加えまして、利用者間の平等・公平性を担保した適正な施設管理運営を図ること、これらが可能になるためとしております。

諮問に関する説明は、私からは以上でございます。

続きまして、詳細内容につきましては担当から御説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

【児童青少年課長補佐】 続きまして、私のほうから資料ナンバー1-2、差し替えという形で事前に配付させていただいておりますが、そちらに基づきまして御説明させていただきます。

前回の諮問の際には、くにたち未来共創拠点矢川プラスの貸館の部分を利用させていただく際に、予約システムを導入するということに関しましてある程度必要性があるということをお認めいただいた中で、先ほど馬橋参事のほうからも御説明したとおり、団体登録に当たりまして、内心の自由等を侵害する原因となるおそれのある団体の構成員情報を取り扱うことについて一部疑義が残ることによって今回個人情報保護条例第7条第2項の部分に関しまして追加諮問をさせていただきました。

資料としましては、変更点のみの御説明とさせていただきたいと思ひます。

ナンバー1-2、差し替え分の3ページ目を御覧ください。7番、下部になりますけれども、予約システムで取り扱う個人情報というところで、利用者登録情報としまして、氏名、住所、電話番号、メールアドレスを御登録いただきまして、構成員の代表者の情報としましては、今の4つですけれども、下記に書いてありますとおり、構成員の氏名、年齢、住所の提出を求めるところでございます。

こちらに関しましては、指定管理者である事業団のほうで一時的に管理・運営を行っておりますので、事業団のほうで収集いたしますが、予約システムへの登録というものは行いません。

収集をする必要性でございますけれども、こちら、4ページ目になります。

まず、構成員の氏名情報というところの収集の必要性でございますが、こちらはいわゆるなりすまし登録というものを防ぎたいということが1つございます。実態が同じ団体ではありますけれども、異なる団体名で複数登録するといったところで、抽選機会を増やして自らの利用の分だけをなるべく多くさせようということが可能性としては考えられますので、なりすまし団体の登録防止というために氏名情報が必要と考えてございます。

それから、構成員の年齢情報でございますけれども、矢川プラスは子育て支援拠点というところを1つ軸としている施設でございます。そのため、18歳以下で構成される団体に関しては今のところ料金の減免を行うという形で考えてございます。そのため年齢要件を満たしているか満たしていないかというところを判断させていただくために必要な情報となりますので年齢の情報も収集したいと考えてございます。

それから構成員の住所情報でございます。住所に関しましては、市内市外で予約ができるタイミングというものを区分けすることを想定してございます。また、完全な市外団体の場合、料金を少し上乗せするというような規定になっている関係上、構成員が市内在住か在住でないかという情報に関しましては、事務を執行する上で必要な情報となっておりますので、構成員の住所情報も収集をしたいと考えてございます。

以上、これらの情報収集に関しましては、抽選機会や金銭負担に関することであり、同時に利用者間の、先ほどのなりすまし等の問題もございまして、平等・公平性を担保した適正な施設管理運営をしていく上で必要不可欠な情報であると考えてございますので、3ページ目の情報のとおり、構成員の氏名、それから年齢、住所に関して収集をしたいと考えてございます。

補足になりますけれども、氏名、年齢、住所の情報に関しましては、他の区市でも、利用者登録をする際にはある程度収集をしているという状況もございまして、同様に、個人情報保護条例は全国各市区町村でございまして、今回の第7条第2項に該当するような情報の収集というものの制限というのはどの区市も規定している中で、こちらに関しましては適正な事務の執行上必要な情報であるということで、他の区市もある程度収集をしているという実態もございまして、国立市だけが逸脱して特定の情報を集めているといった状況ではないというところも併せて申し上げさせていただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いたします。

**【石居会長】** ありがとうございます。最初に、諮問の説明のところでお話いただいたとおりで、前回の諮問内容に関わって、少し課題として残った部分を追加という形で諮問していただいて説明していただいたということになります。

では、御質問、御意見等ございましたらお願いたします。

**【中村委員】** よろしいでしょうか。中村から質問させていただきます。

施設利用者は団体ではないのでしたっけ。個人では利用することができないのでしたっけ。

**【児童青少年課長補佐】** 施設の貸館の部分というのは、多目的ルームという団体に使う場所と、スタジオというある程度個人で利用できる場所を想定していますので、個人で御利用いただく施設もあるということです。

**【中村委員】** 本人確認と、あと提出された情報の正確性の検証はどのように行うのですか。

**【子どもの夢・未来事業団主査】** 代表者の情報に関しましては、窓口で受け付けることになりまして、その際に身分証明書で本人確認を取らせていただきます。構成員の方の正確性なのですけれども、こちらに関しては提出いただいた内容を信じるというところになります。

**【中村委員】** 団体構成員のうち過半数を市内在住、市民団体のことを市内団体と定義されていますが、ここで出す団体構成員というのは1名ではいけないのですか。

**【子どもの夢・未来事業団主査】** 1名以上で大丈夫です。

**【中村委員】** ありがとうございます。

以上です。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【中川委員】 団体の構成員の変動がある場合はどうすればいいのでしょうか。

【子どもの夢・未来事業団主査】 その都度、御利用者さんの団体の構成員が変わった場合は名簿の変更を求めることになっております。再度出し直しということです。

【中川委員】 登録をし直さなければいけないということですか。

【子どもの夢・未来事業団主査】 今ある登録情報の変更届みたいな形で対応しようと思います。

【中川委員】 一般的に考えられるものとして、固定的な団体として活動する方々が施設を利用するというのも考えられますが、かなり頻繁に構成員が変動するような形で活動している方々もいらっしゃるだろうと思いますけども、そういった場合も毎回変動があった場合は報告を求めるというような形になるのでしょうか。

【子どもの夢・未来事業団主査】 そのように考えております。

【中川委員】 そうすると、利便性の点ではかなり制限されているように思うのですが、そういう取扱いというようなことは。

【子どもの夢・未来事業団主査】 今言ったように、どうしても市民団体、一般団体という区分けのところと、構成員の内容によっては減免に関わる情報になりますので、そこはしっかり取り扱わせていただこうかなと考えております。

【中川委員】 分かりました。

あと、先ほど構成員の正確性に関しては、提出者の提出内容を一応信頼するというようなことで、そうするしかないかなと思うのですが、そうなりますと、逆に、構成員の氏名情報、この抽選機会の構成のために必要なのだというように言っているという話とかなりの点で矛盾してくるかなと思うのですが、そもそも構成員の氏名情報を取り扱う場合に、ある種不正利用というようなものを防ぐためだと思うのですが、例えばほかにも発覚した場合の利用停止をあらかじめきちんと周知するとかというような形で対応する方法も考えられると思います。

そうした場合、そのような方法のほうが個人情報を取り扱わなくてよいという形で、国立市の側としても思想信条に関わるような構成員情報の取扱いが不要になってくるという形で、利点もありますし、そもそも構成員の正確性をそこまで求めていないということであれば、抽選等での不正の防止というようなことがどこまで実効性あるのかについても疑問が残りますので、この点の理由づけについて、説得性の点で弱いのかなという気がするのですが、この点いかがお考えでしょうか。

【子どもの夢・未来事業団主査】 名簿を収集することに関しましては、現に総合体育館を管理運営している財団、くにたち文化・スポーツ振興財団がございますが、そちらのほうで、やはりなりすまし団体ということが多発した時期がございます、それによって適正な管理運営というところでかなり支障が出たという事例もあります。総合体育館の中でやはり名簿の提出を求めるようにしておりますので、現に今、矢川プラスは事務所を現地に構えておりますけれども、貸館のところに関する問合せに関しましては相当数来ております。やはり利用者が多数いるというところの中で、適正な管理運営が必要という中で、構成員の情報の中で確認をさせていただきたいと思っております。

【中川委員】 なるほど。現状に鑑みて、少しでもそういう不正利用が防げるような仕組みにしたいということで。

【子ども家庭部参事】 よろしいでしょうか。矢川プラスの利用に際しては目的があります。この

利用目的の範囲内で、団体の発意に基づいて申請していただくという形になっておりまして、先ほどの議論にありまして、なりすまし団体の登録防止と年齢の確認、あと市内と市外の区別、極めて限定的な情報をいただいて判断するというので、ひもづいて何かを展開するというものではなく、またそうならないように、事業団のほうでも厳重に個人情報の制度に従って管理するというようなことを考えてございます。

【中川委員】 了解いたしました。このセンシティブ情報を取り扱う場合には、このセンシティブ情報を取り扱うことの危険性というか、市民の側の不利益性と行政目的を達成するための必要性を比較考慮するというふうな形で、なるべく取り扱わないほうがいいという形で取り扱わない方法ができるのであればそういうようにしたいと思うのですが、今回の場合でも、例えば申請の段階において、基本的に構成員の正確性等について提出者の言うことを信頼するというようなことであれば、18歳以下の方々が構成されている団体ですかとか、あるいは構成員の半数は国立市内在住ですかというような形で、利用のときにお尋ねする方式で料金等を決めるという方法も考えられなくはないと思うのですが、そういうようなことをすると、これまでの他の施設の実績等を考えると不正利用というようなものが多発する危険性が高いとお考えになって、今回このような取扱いにするという御理解でよろしいですか。

【子ども家庭部参事】 はい。

【中川委員】 分かりました。取りあえず以上です。

【中村委員】 よろしいですか。

構成員が重複していた場合どのような取扱いなのか。例えば、代表者はAで、構成員がAとBという名簿が出てきました。もう一方で、代表者がBで、構成員がAとBという違う団体が申請をしました。この場合はどういう取扱いをされるのですか。

【子どもの夢・未来事業団主査】 実態に関して、まずは、その団体さんに聞き取りをさせていただきます。そして、その活動内容が同じようであれば1つに絞っていただくとか、そういったことになると思います。

【中村委員】 活動内容がどのようなものを聞き取るのですか。

【子どもの夢・未来事業団主査】 そうですね。もともと矢川プラスの利用できる団体さんに関しては設立趣旨というのですか、目的に即した形で御利用いただくということになっておりますので、まずはそこで確認をさせていただきます。あとは、その活動内容、実態はどのようなのですかというところを利用者さんと直でお話をさせていただきます。

【児童青少年課長補佐】 スポーツ団体によくあるのですが、母体が大きくて、その分科会みたいな形で活動としては違う曜日で活動していると。同じような目的でやっても、性質が違っていても、それは一つの考え方になりますので。その辺はやはり見極める必要が出てくるのかと思います。ただ、文化系の団体で少ないのですが、スポーツ団体ではよくそういうのが見られることがございます。

【中村委員】 今回、予約システムを取り扱う個人情報として、氏名、年齢、住所の提出を求めるといのは、これは紙媒体での提出を求めますか。

【子どもの夢・未来事業団主査】 はい。

【中村委員】 それが自庁外設置型サーバーに登録されることはないのですか。

【子どもの夢・未来事業団主査】 構成員の情報は予約システムのほうに登録はしません。

【中川委員】 すみません。今、団体の活動目的は確認するということをおっしゃいましたか。

【児童青少年課長補佐】 それが目的というよりは、矢川プラスの設置目的に合致しているかどうかの確認という意味合いですね。

【中川委員】 そういう意味で目的の確認ということですか。

【児童青少年課長補佐】 はい。

【中川委員】 具体的にはどういうふうな。

【児童青少年課長補佐】 7点ありまして、多世代交流、それから、子育て・子育て支援、幼児教育の推進、健康づくり及び高齢者の生きがい、地域コミュニティの活性化、まちのにぎわいづくり、あとは市長が特に認めるときという、矢川プラスの設立趣旨が今申し上げたものに全て入っているところで、この設置目的にかなっている団体さんが利用するというような条例のつくりになっております。

【中川委員】 そうすると、今伺う限りでは、ほとんどどのような団体でも入り得るという形に。

【児童青少年課長補佐】 そうですね。また、その趣旨をきちんと確認させていただくという意味で窓口に来て利用者登録をしていただくというところを取らせていただいております。

【中川委員】 そうすると、自主的に団体の活動目的を伺うことになると思うのですけれども。

【児童青少年課長補佐】 この項目の中でどれに合致しておりますかという確認はする必要はあるのかと思います。その団体さんがどれに合致しているかというようなところを御申請いただく、その確認をさせていただくという。

【子ども家庭部参事】 通常、団体がいろんなところで活動しております。じゃあ、矢川プラスを使うときに、今言った合致しているという部分だけを、団体がやる活動は本来自由ですので、それでやる場合にはどういった目的で使用されるのですかという、あくまでその範囲の確認ということになるのかと思います。

【中川委員】 ただ、不正利用が疑われると思われるような場合にはより詳しく活動目的についてお尋ねする場合があります。

【児童青少年課長補佐】 ある程度皆さん公平に使っているのですよという御説明になろうかと思えます。

【中川委員】 了解いたしました。

【岸委員】 すみません、岸からよろしいでしょうか。

【石居会長】 お願いします。

【岸委員】 今の中川委員の御質問に関連して、今もおっしゃっていたような利用目的をお伺いするのですとか、多分最初の登録の申請書に目的はどれでしょうかみたいな感じで丸をつけていただくような感じで書いていただくのではないかなと聞いていて思ったのですけれども、それは基本的に4ページの①、②のあたりの過程の中でされるということによろしいですか。団体登録申請と登録審査。

【児童青少年課長補佐】 おっしゃるとおりです。

【岸委員】 確認ですけれども、団体の構成員についてはあくまで紙で提出いただいて、鍵のかかるキャビネットで保管していただいているというように感じて、システムには載せないという理解でよろしいですね。

【児童青少年課長補佐】 おっしゃるとおりです。

【岸委員】 すみません。さっきの別の質問とも関連するのですけれども、構成員が入れ替わるこ

とはよくあるという話、団体によっては頻繁に入れ替わるところも多いと思うのですが、例えば子供会みたいなどころだと、年齢、要件的にもどんどん上がっていくみたいな感じで、そういう場合は基本的に毎年出し直していただくような感じで、それで毎年①、②あたりをやり直すような感じになるのでしょうか。

【子どもの夢・未来事業団主査】 今、有効期限を1年としていますので、その理由が減免のところの年齢に関わってくることになります。基本的には1年サイクルで、新しく登録ということではなくて、変更、継続という手続を取らせていただきます。その際に再度人の出入りの変更があった場合にはそれを反映した名簿を出していただくという形で考えております。

【岸委員】 ちなみに継続の場合、一から登録し直すのと何か違いってありますか。

【子どもの夢・未来事業団主査】 変更した箇所だけ書いていただくような届出を考えています。

【岸委員】 なるほど。例えば団体自体の目的とかは変更がないからそこはそのままという感じですか。

【子どもの夢・未来事業団主査】 そうですね。

【岸委員】 分かりました。ありがとうございます。

【中村委員】 よろしいですか。

構成員というのはどこまでの範囲の人のことを意味するのでしょうか。つまり、多目的ルームを利用する可能性のある人全員の名前を書く必要があるのか、それとも、主として、その団体の活動をしている何人かの名前を構成員として書けばいいのか、構成員というのはどこまでの範囲のことを示す概念ですか。

【子どもの夢・未来事業団主査】 基本的にはその団体のその日使う方の情報になります。

【中村委員】 全員の。

【子どもの夢・未来事業団主査】 はい。

【児童青少年課長補佐】 ある意味、団体に登録しているけれどもほとんど活動に参加していないという方が矢川プラスを使わないのであればそこまでは求めるものではないかという、例えばそういう判断もあろうかと思えます。通常、この矢川プラスを利用される場合には名前を連ねていただくというのが基本になるかと思えます。

【中村委員】 例えば高齢の方がリハビリを兼ねて体操をやるような活動をしようと思って、この多目的ルームの申請をしようと思った場合、体操をする予定の高齢者の方の名前全部を書かないといけないのですか、構成員名簿には、それとも、団体を仕切っているというか、主としてまとめている方の名前が1つ2つ書いてあればよろしいのですか。

【子どもの夢・未来事業団主査】 多分2パターンに分かれるかなと思うのです。基本的にはサークルみたいな形でしっかり構成員として固まっている場合と、ある程度イベント的にやる場合というのはあると思いますけれども、1つは、サークル的にやる場合には利用する可能性がある方の情報は全て書いていただくと。イベント的にやっていただく場合に関しては、主催団体さんの入られる情報は書いていただく、そういうふうを考えています。

【中川委員】 必ずしもイベント等の開催ができないというわけではないと。

【子どもの夢・未来事業団主査】 おっしゃるとおりです。

【中川委員】 他市からいろんな方が参加するようなものについても、結果的に当日利用する方が、過半数が国立市外に在住の方であったとしても、登録団体の構成員の過半数が国立市内在住というよ



うなことになるのであれば利用料金の減免等が受けられると。

【子どもの夢・未来事業団主査】　　そうです。

【中村委員】　　実際に多目的ルームを利用する人には、当日、施設を利用する際に名前なんかを書いてもらうのですか。もしくは利用券みたいなのを買うのですか。

【児童青少年課長補佐】　　多分イベントの中身にもよってくるのかなとは思いますが。その団体の方がそういったイベントを企画しているのであれば、そういった形になると思いますし、ある程度不特定多数の方を呼び込むようなイベントを開催されるのであれば、そこまでの収集はしないような形になろうかと思います。

【中村委員】　　ということではなくて、矢川プラスの施設として利用してもらうときに利用者の名前を収集するのですか。

【児童青少年課長補佐】　　矢川プラスを利用する。多目的ルーム。

【中村委員】　　多目的ルーム。

【児童青少年課長補佐】　　多目的ルームですよ。

【子ども家庭部参事】　　当日、イベントで自由に参加する方というのは特にそこまで求めない、先ほど申しましたように、代表者、団体の活動というか、構成までは確認します。それにイベント当日、例えば市外から参加しますと、人数ぐらいは当然入館情報の中で確認しますが、それに市内、市外、誰々というところは収集する必要はないと考えております。

【中村委員】　　分かりました。ありがとうございます。

【中川委員】　　すみません、そうなりますと利用の公平性とか、例えば、サークル登録している団体がたまたま国立市外の方が過半数以上で利用料金の減免が受けられないのに対して、イベントを開催するような方がたまたま減免の対象になっている団体で、その方が当日イベントをやると国立市外から実質的には過半数以上の方が参加してイベントをやっているという、実態として見れば、サークルで活動していらっしゃる方から見れば、何で私たち減免を受けられないのだろうというふうなことになると思うのですけれども、そのような意味で、実質上、やはり過半数の方が利用実態として国立市在住かどうかというふうなことを確認するというのはかなり難しい場面も想定されるということですかね。

【児童青少年課長補佐】　　イベント的に何かをやる場合と、いわゆるサークル団体のような方たちが占有で、その方たちのためだけに活動するという場合、どちらが多いかという話になりますと、恐らくサークル団体として利用される場合のほうが圧倒的に多いのではないかなと思います。そもそも占有するために設けられているスペースというところがありますので、本来はその方たちだけで活動していただきたいというところがありますので、そう考えると、いわゆるイベント的なときに市外の方たちが来るというものに比べると、やはりどうしても多いというところがあることを考えると、市内、市外という情報をきちんと収集する必要性は高いのかなと考えます。

【子ども家庭部参事】　　そういった場合の運用面でしっかり、市民あるいは参加する方々に御説明して、御理解いただくような形を取る必要があるかなと思います。

【中川委員】　　了解いたしました。

【石居会長】　　ほかにはございますでしょうか。

すみません、私からは確認なのですが、1つは今、サークル型、イベント型という話がありましたが、サークル型の場合は名簿を最初の登録段階で出しているわけですが、基本的にはサークル

がその後定期的に利用するようになったときに、参加する方というのは名簿に入っている方以外は基本あり得ないというか、名簿に入っていない方が使うことは前提としてやはり想定してないということでもよろしいですか。あくまでもそこにいる人が使っているということですか。もし何か疑義が生じたら身分確認とかをされるような感じになるのですかね。なかなか、どう疑義が生じるかというのもあるのですが。

【子どもの夢・未来事業団主査】 そうですね。まずは利用団体さんとお話をさせていただくようにはなると思います。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

今まで出てきたところと大体伺いたかったことは同じだったのですけれども、最初のほうで出てきた名簿提出の実効性のような話は、あくまでも最初の段階で出していただくという少し儀式のような部分なのだという説明の仕方も1つあると思うのですが、多分それだと中川委員からも出ていましたけれども、実際に住所まで聞くのではなくて、仮に名簿を出すとしても、住所欄は市内、市外と丸だけつけばいいのではないかとか、18歳以上、以下とか丸だけすればいいんじゃないのかというような問合せも今後運用を始めてから出てくる可能性もあるのかなと感じました。

どうしようかなと思ったのですが、仮にそれでも必要なのだという場合には、少なくとも実際どこまでやるかは別としても、名簿を最初の段階で形式的に出していただくだけなのですというよりは、やはり疑義が生じたときには御本人確認をさせてもらって、そのときに突き合わせる可能性はあるというような説明があると、名簿の必要性というはある程度説明がつくことにはなるのかなとちょっと感じながら伺っていました。なので、その辺をどうされるかなというのを伺いたい。

あともう一つは、後半のほうで出ていた目的に合致するかというところですが、7つの施設の目的の中からどれに合致しますかという聞き方で合致性を確認するのか、そこから掘り下げてどんどん聞いていくのかということで、この審議会が懸念しているような思想信条に関わるころまでいってしまわないかという、その懸念がどれぐらい抵触してくるかというのが変わってくるような気がするのですよね。なので、その辺の確認の仕方、説明の仕方というのがもし具体的にイメージがあるようでしたら補足いただければという、その2点です。

【子どもの夢・未来事業団主査】 まず疑義が出てきたときに、似たような団体さんがいらっしやったら、こちらのほうで名簿を突き合わせさせていただいて、それでも疑義が残るようであれば聞き取りをさせていただく、そういったところは考えております。

もう一つ、目的のところですが、今、7つの項目をあらかじめ列挙して、そこに丸をつけていただくかというやり方で今考えています。

【石居会長】 そこでもうある程度解決できてしまえば、それ以上は特に掘り下げるというようなことはあまり考えていらっしやらないということですか。

【子どもの夢・未来事業団主査】 はい。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、答申の取りまとめに移りたいと思います。

中川委員、お願いします。

【中川委員】 お話を伺う限り、よく考えていただいて、必要性を吟味した上で御提案というようなことが了解できましたのでお認めしてよろしいかと思うのですが、ただ、やはりこういったセ

ンシティブ情報を取り扱うということ自体にそもそもの懸念があると承知していただいた上で取扱いをしていただきたいと思います。

特にこういった施設利用の場合には、市民へのサービスの提供というようなことで公平性とおっしゃっていらっしゃると思うのですが、重要だと思うのですが、何が懸念されるかというと、社会的差別にさらされているような方々が何か社会的活動をしようとするときに、そもそも自分たちの身分を公にしなければいけないとか、行政に届けなきゃいけないというようなこと自体が利用の抑制につながる、萎縮的な効果を発揮してしまうというようなことがあって、ある種、私たちは社会的に何の問題もない活動をしているんだというような人たちは利用できるけれども、社会的な差別を受けている人たちが事実上利用できないという形で、行政の施設の運営がされていってしまうというようなことも考え得ると。

特に昨今の状況を見てみますと、民族的少数者の方々に対する社会的な差別というものが様々報道されたりするところですので、そういった点に非常に気をつけていただく必要があるかなと。その点で、運用状況を見ていただいて、できればこういった情報を取り扱わないでも運用ができるというような形での運用の方法等も今後考えていっていただいてもいいのかなと思いました。

ただ、今回の場合は運用を始めるということですので、特にこういった情報をどういった形でどのように利用するのかというのは、先ほど石居会長からもありましたが、事前に利用者の方々に周知していただいて、安心を得ていただくといったような形で運用の公平性を保っていただく必要があると思いますので、その辺りの工夫をしていただければと思います。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 お認めしてよろしいかと思います。

まず構成員名簿の提出の必要性については、なりすましの防止などの観点から必要性が高いものと考えています。私が心配したのは構成員名簿提出の相当性があるのかという点でした。お話を伺っていると、構成員全員が記載されていることが必須ではないこととか、あとはそこに記載されている情報の正確性を特段裏づけ資料で見たりとかする必要も考えていらっしゃるという点からすると、相当性も認められるのかなと思いました。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

岸委員、お願いします。

【岸委員】 私もお認めしてよろしいかと思います。団体構成員に関しては、お聞きした限り、必要最小限のレベルの情報にとどめていただいているのかなということと、あと、実際問題、こういう公共のスペースでいろんな方が利用できる場所となると本当に、場所によりますけれども、争奪戦というレベルですごい人気があるというのは、私、自分自身の経験として分かっておりますので、ある程度不正利用を防止する必要があるというのは分かるところです。その不正利用を防止して公平に利用していただく必要と市民の思想信条を害しないような形での団体の審査、登録申請における審査のバランスというのは非常に難しいところだと思うのですが、今お聞きした限りでは想定範囲内かなと思いましたので、お認めしてよろしいかと思います。

【石居会長】 ありがとうございます。

岡本委員の御判断と、もしその理由があればおっしゃっていただければと思います。

【岡本委員】 そうですね。私も皆様のやり取りをお伺いして特に違和感はございませんでしたので、お認めしてよろしいかなと思っております。

【石居会長】 ありがとうございます。

私も皆様と同じで、今回の追加の諮問の部分も併せてお認めするということがよろしいかと思いません。中川委員が最初におっしゃってくださっていたことと同じになるのですが、やはり施設管理をする側としては不正利用を何とか抑え、そのことで公平性を担保するという意味で、どれだけ抑止力できるかという部分を中心に考えられると思うんですけれども、一方で利用者の側からすると、そこに心理的なバリアみたいなものが生じないようにする、そこは管理者とは別の形で広く使える公平性、公益性みたいなものが利用者の側にとっては多分大事だと思うので、そのバランスを運用の中で常に点検しながら、よりよい仕組み、あるいは運用の形というのを模索していただければと思います。そのことだけ少し付言させていただきたいと思いますが、全体としてはお認めしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、諮問事項は以上ということで、続いて、5の報告事項1になります。よろしくお願いたします。

それは、報告事項1としまして、国立市個人向けワークプレイス実証実験業務延長についてということになります。

まずは担当課の皆様、自己紹介をお願いいたします。

【まちの振興課長】 (自己紹介)

【商工観光係長】 (自己紹介)

【商工観光係主事】 (自己紹介)

【石居会長】 よろしくお願いたします。

では、資料に基づいて御報告をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【商工観光係長】 令和3年12月21日に、こちらの審議会で御審議いただきました国立市個人向けワークプレイス実証実験業務委託に関し、国立市と受注者の株式会社ザイマックスさんにおきまして、1年間の実証実験の期間延長を行う方針を確認いたしましたので、今回、報告をさせていただきますというものでございます。

延長理由につきましては、昨年12月時点でワークプレイスの利用者が100名を超える登録者がいるのですが、本事業の目的であるワークプレイスの提供が市民の多様な働き方の促進及びワーク・ライフ・バランスの向上に与える影響など、検証を行うためには少しデータが不足しているという状況でございますので、料金設定の変更ですとか開設時間の変更が利用条件に与える影響など、サービス条件を変えた実験というのを今までやってこなかったもので、そちらを行いながら、さらなる現場検証を行いたいというところで延長するものでございます。

一方で、内容については特に変更はなく期間の延長のみというところでございます。

【まちの振興課長】 よろしくお願いたします。

【石居会長】 ありがとうございます。基本的には期間延長とされるということになりますけれども、御質問等ございましたらお願いたします。

【中村委員】 よろしいですか。中村から質問します。

令和4年2月25日から令和5年3月31日まで約1年間、この間の検証の結果というのはどんな

内容になっているのですか。

【商工観光係長】 ちょうど2月25日から4月28日までがオープニング記念というところで価格を安く設定していたのですけれども、こちらが終わったタイミングで一度、そちらの登録者の方々にどういった利用目的で登録していますかというようなアンケートを実施したのですけれども、その後約半年してなかったもので、ちょうど12月、この間2回目のアンケートを実施しまして、今取っている最中なので結果がまだ出ていないのですけれども、少し料金を変えていますので、そちらの使い勝手ですとか、ラウンジの立地とか、新たに検証したい項目というところですよ。

【中村委員】 開設している時間、開設している席の利用実績の状況がどうなのかとか、あとは、どれぐらいの年齢層の方が使われているのかとか、そういうデータを入手して、市民の多様な働き方の促進とワーク・ライフ・バランスの向上に与える影響の検証をされるのだと思うのですが、まだそのデータの入手の過程が途中にあるということなのですか。

【商工観光係長】 そうですね。第1回目も、年代ですとか、性別ですとか、職業とか利用資格、基本的な項目については確認をしておりますが、登録者数が4月から12月では30人ほどしか増えていないというところで、第1回目が92人に対してアンケートをしたのですけれども、回答率が16%だったというところで14人分しかアンケートの経過が集まっていない状況なのですね。

【中村委員】 14人。

【商工観光係長】 14人。つまり16%なので。ということはなかなか、これからこれを本稼働していくかどうかという判断をするにも母数が少な過ぎるところもありまして、利用がされていないというのは料金によるものなのか、あとは開設時間によるものなのかというようなことも含めて、これからは今までとはそこら辺も変えながら検証して、それで母数が増えるようだったら検証もできますしというところで、まずその判断をするにはデータが不足しているというところですよ。

【中村委員】 客観的な情報として利用実績はどうだったのかというのは、こちらのザイマックスさんのほうで管理ができると思うのですけれども、利用者が何を考え、どうやってやったのかという部分については、利用者から情報の提供を受けなきゃいけない、実は検証をするときには利用者からの情報の提供をどう受けるか、どれぐらいの量を受けられるかというので、結果が変わってきて、そのためにも、ごめんなさい、私、変な提案しますけれども、アンケートを出してくれたら1割引しますとか、つまり利用された後は答えてくれないのですよ。

【商工観光係長】 そうですね。そういったものは一応アンケートを取る際に協議はしたのですけれども、取りあえず今回そういった割引みたいなものはなしで1回アンケートを取っているのですけれども、また今後1年間延長するに当たってはやはりデータが不足しているところもありますので、そういった可能性もザイマックスさんと協議しながらしていきたいなど。

【中村委員】 お話を伺っていて14%しか回答がなかったって、正直やはりなという感じなのですよ。今後1年間契約期間を延長する目的が料金設定や開設時間の変更などにあるのであれば、利用者からの情報提供を受けやすくするような料金設定の仕方とか、あとは開設時間などを考慮してみたいかなというのが私の意見です。

以上です。

【商工観光係長】 ありがとうございます。

【石居会長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

【中川委員】 後ろの表に載っているのが、利用時間、利用人数のこの間の経緯ということですよ。

ね。

【商工観光係長】 はい。

【中川委員】 大体月当たりで10人未満というような。

【商工観光係長】 そうですね、当初キャンペーン期間については、10人以上の利用者というところだったのですが、最近は伸び悩んでいるところです。

【中川委員】 分かりました。今回は本格運用を検討しているのだけれども、その前に実証実験を試みて、本当にニーズがあるかどうか確かめるというようなお話でしたよね。

【商工観光係長】 はい。

【中川委員】 そのデータが足りないから、実験期間を延長するというような。

【商工観光係長】 はい。

【中川委員】 了解いたしました。

あと、前回の付言事項の(1)のところ、委託業者と、あとは今回取り結んでいる特約条項との整合性を確認するというようなことを当審議会として求めているようなのですけれども、その辺りの結果についてお聞かせいただけますでしょうか。

【商工観光係長】 ザイマックスさんとして、対外的に個人情報の取扱いについては、ホームページ等でガイドライン等も出しているところなのですが、個人データの安全管理措置に関しては、別途個人情報管理規程というものを設けていらっしゃるのですが、そちらは非公開という形になっていて、こちらのほうで内容を確認することができなかったのです。その整合性を図るにはどうするかというところで、まず私どものセキュリティーの特約条項を提示して、それと整合性が図れているかどうかというのを確認していただいて大丈夫ですというようなお話はいただいております、そのような確認の仕方をしております。

【中川委員】 基本的には委託業者さんを信頼するというふうな形で。

【商工観光係長】 そうですね。あとは協定書に、同じように特約という形で個人情報の特約はつけておりますので、こちらで確認できる範囲でもおおむね整合性は取れているかという判断をしております。

【中川委員】 すみません、私、当審議会で、多分同席していたと思うのですが、この付言事項がついた経緯についてちょっと忘れてしまったのですが、こういった経緯で付言事項がついて、確認すべきというお話になったということでしょうか。

【商工観光係長】 経緯ですか。

【中川委員】 いや、そのような確認の仕方ですら十分な確認なのかどうかというようなことをちょっと確かめたかったのですが。

【事務局】 事務局の方からお答えします。

確か国の個人情報保護法に基づいて事業者さんのほうは進めていきますという話だったと思っていて、その中で市のほうの個人情報保護条例との間でそごがあるかもしれないのでそこを確認してくださいとか、あと契約の特約条項のところの内容のそごがないか確認してくださいというような話があったかなと記憶しています。

【中川委員】 なるほど、了解いたしました。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

【中村委員】 よろしいですか。利用時間と人数を見てみるとほとんど利用されていないという状態なのですね。こちらのワークプレイスは、オープン席が6席で、個室が1席なので一度に利用できるのは7席、7人分あるということですね。しかし、導入初月である2022年3月でも1か月の利用者数が14人、1か月ですよ、これ。

【まちの振興課長】 1か月です。

【中村委員】 ですよ。7席あって、1か月運用して延べ14人しか利用してない。直近で見ると、2023年の1月は多分7人だと思うのですが、毎日何席オープンしていて、1か月に7人しか使われていないのですか。

【商工観光係主事】 コロナウイルスの感染症拡大の影響で、今、オープン席のほうは2席塞いでおりまして、現在はオープン席含め5席で運用しております。

【中村委員】 5席だとしても2023年の1月は7人しか利用されないということは。

【商工観光係長】 1人当たりの利用時間は、12月ですと平均で16時間とか、1人当たりの利用が長くなっている分利用人数は少ないというような感じです。

【中村委員】 正直すかすかの状態で、ひいき客というか、常連さんが長時間居座っているような状況になりつつあるわけですね。

【商工観光係長】 そうですね。

【中村委員】 これはやっぱり検証の必要性は非常に高いのかなと。それが広報の問題なのか、ロケーションの問題なのか、利用料金の問題なのか、それとも、登録手続の煩雑さの問題なのか、せっかくここまで席を用意して事業として開始したにもかかわらず利用されないのはとてももったいないなという気がします。なので、1年延長するのであれば実のある検証をしていただきたいというのが私の意見です。

以上です。

【商工観光係長】 ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。

私も個人的にはどこに出かけてもこういう場所を常に探しているのですが、何でこんなに利用がないのかというのはちょっと不思議な感じがするのですが、改めてこれ、期間延長してもう少し施設に関して周知広報のようなこともされる予定ですかね。

【商工観光係長】 もちろん今までも駅にポスターを貼ったりですとか、市報ですとかホームページ、LINE等では周知はしていたところなのですが、引き続きそこら辺は広報していきたいと思っています。

【石居会長】 これは別にこの審議会で言うことではないのかもしれないですけど、これだけやっぱり少ないと、逆に言うと、利用者の方にアンケートを取るといよりも、むしろ利用されていない方に、どういう条件だったら利用したいと思うのかとか聞いたほうが良いような気がします。なので、市民一般向けにそれをやるのはなかなか難しいかもしれないですけど、在勤や在学者も想定されているということであれば、学校や企業に少し協力していただいて、施設を知っていますから始めて、どんな条件だったら使いたいと思うかというようなことを聞いていただくと、逆に裏側から少し、活用の機会というのを増やしていける可能性もあるのかなと思うので、いろんなやり方を探っていたらいいのかなと思いました。

【商工観光係長】 ありがとうございます。

【石居会長】 ほかよろしいでしょうか。

【中村委員】 ちなみにこの事業を継続するに当たって、国立市が負担している財政的な部分というのは年間でどれぐらいかかるものなののでしょうか。

【商工観光係長】 一切かかってないです。

【中村委員】 かかってないの。

【商工観光係長】 はい。全て事業者の提案事業です。

【まちの振興課長】 職員の人件費ぐらいですかね。

【商工観光係長】 それぞれザイマックスさん、委託先と、この運営に関してどういう進め方をしたいこうと毎月オンライン上で会議をしておりますので、そこに係る人件費というところです。

【中村委員】 国立市が場所を提供しているわけですよね。

【商工観光係長】 それは違います。

【中村委員】 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

【石居会長】 よろしいですか。

そうしましたら、引き続きどうぞよろしくお願いいいたします。ありがとうございました。報告事項も以上ということで、その他はございますでしょうか。

【事務局】 次回日程の関係でございますが、当初、2月24日5時からお願いをしているところなのですが、諮問が出そうな案件が今のところ事務局には上がってきてない状況でございます。急遽出ればということで取りあえず仮押さえさせていただきまして、出ないということであれば委員の皆様には早めに御連絡させていただければと思っております。

いよいよ4月から個人情報保護法が改正、地方自治体に適用になって、運用についてはまだ事務局でも整理がつかない部分が多々ございますので、準備が整い次第、当委員会のほうに運用の方法とか御報告をさせていただきながら、まだ手探り状態ですが、委員の皆様にご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

したがって、先ほど言いましたように、2月24日は仮で押さえさせていただきますが、場合によってはなくなる可能性が出てまいりますので御連絡をさせていただければと思ひます。

事務局からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、今日の次第の内容は以上となりますので、久しぶりに短めに終わるという感じになるかと思ひますが、本日は以上ということにしたいと思ひます。これで第183回情報公開及び個人情報保護審議会を終了したいと思ひます。ありがとうございました。

— 了 —